

◎自己負担限度額

所得区分	外来の限度額 (個人ごと)	外来+入院の限度額 (世帯ごと)
現役並み所得者Ⅲ	252,600 円+ (総医療費-842,000 円) ×1% (多数回 140,100 円)	
現役並み所得者Ⅱ	167,400 円+ (総医療費-558,000 円) ×1% (多数回 93,000 円)	
現役並み所得者Ⅰ	80,100 円+ (総医療費-267,000 円) ×1% (多数回 44,400 円)	
一般	18,000 円 (年間上限 144,000 円)	57,600 円 (多数回 44,400 円)
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円

このほか、入院したときや療養病床に入院したときにかかる費用は次のとおりです。

※低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要となりますので、申請してください。

◎食事療養費

所得区分	入院時食事代(1食あたり)
現役並み所得者	460 円
一般	460 円
低所得者Ⅱ(90日までの入院)	210 円
低所得者Ⅱ(長期入院該当)	160 円
低所得者Ⅰ	100 円

低所得者Ⅱ(長期入院該当)の適用には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けて、過去12ヶ月の入院日数が90日を超えた後、改めて申請が必要です。

◎療養病床食費・居住費

所得区分	療養病床食費(1食あたり)	療養病床居住費(1日あたり)
現役並み所得者	460 円(420 円※1)	370 円
一般	460 円(420 円※1)	370 円
低所得者Ⅱ	210 円	370 円
低所得者Ⅰ	130 円	370 円
老齢福祉年金受給者	100 円	0 円

※1 一部の医療機関では420円になる場合がありますので、医療機関に確認してください。